



令和9年1月1日施行により

自動車整備士制度が変わります

# 令和9年3月の学科試験（令和8年度 第2回登録試験）から 新試験を開始します（1級は令和10年3月から開始）

- 現行の学科試験……現行制度における実技試験免除期間内の者（養成施設等を修了〈卒業〉してから2年間）がなくなり次第、原則終了します。
- 現行の実技試験……実技試験受験資格を有する者（学科試験合格から2年間）がなくなり次第、原則終了します。

| 現行の試験 |                   | 新試験 |                    |
|-------|-------------------|-----|--------------------|
| 一級    | 一級大型自動車整備士（※）     | 一級  | 一級自動車整備士（総合）（※）    |
|       | 一級小型自動車整備士（※）     |     | 一級自動車整備士（二輪）       |
|       | 一級二輪自動車整備士        | 二級  | 二級自動車整備士（総合）（※）    |
| 二級    | 二級ガソリン自動車整備士      |     | 二級自動車整備士（二輪）       |
|       | 二級ジーゼル自動車整備士      |     | 三級自動車整備士（総合）       |
|       | 二級自動車シャシ整備士       |     |                    |
|       | 二級二輪自動車整備士        | 三級  | 三級自動車整備士（二輪）       |
| 三級    | 三級自動車シャシ整備士       |     | 自動車タイヤ整備士          |
|       | 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 |     |                    |
|       | 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 | 特殊  | 自動車電気・電子制御装置整備士（※） |
|       | 三級二輪自動車整備士        |     | 自動車車体・電子制御装置整備士（※） |
| 特殊    | 自動車タイヤ整備士         | 特殊  | 自動車電気・電子制御装置整備士（※） |
|       | 自動車電気装置整備士        |     | 自動車車体・電子制御装置整備士（※） |
|       | 自動車車体整備士          |     |                    |

※電子制御の内容を含む資格  
●自動車タイヤ整備士は、新試験でも実施しません。

## ⚠ 受験される方への注意事項

現行の養成課程を修了〈卒業〉した方

**新試験開始後も  
現行の試験を受験してください。**

新養成課程を修了〈卒業〉した方

**新試験を受験してください。**

実技試験の免除は、修了(卒業)した種目に発生します。

(例) 2級ガソリン養成課程修了者が2級（総合）の試験を受験しても実技試験の免除は受けられません。



自動車整備技能登録試験中央委員会